

(3) たばこ対策

【現状と課題】

都民の成人喫煙率は、減少傾向にあり、男性 29.3%、女性 9.7%と全国平均とほぼ同じ割合です。また、喫煙している者のうち、たばこをやめたいと思う者の割合は男性 25.4%、女性 33.3%となっています。

喫煙は、がん、循環器疾患、COPD（慢性閉塞性肺疾患）を含む呼吸器疾患、糖尿病、周産期の異常や歯周病疾患のリスクを、受動喫煙は、虚血性心疾患や肺がん等のリスクを、それぞれ高めるとされています。これらの疾患の患者は重症化予防のため、また、妊娠・出産予定の女性は、胎児や乳幼児の健康への影響を避けるため、禁煙をする必要があります。

◇ COPD の予防

COPD の主な原因は長期にわたる喫煙習慣です。患者の 90%以上が喫煙によるもので、喫煙者の 20%が COPD を発症すると言われています。「肺の生活習慣病」とも言われ、禁煙等による発症予防や、薬物等での治療による重症化予防が可能です。症状が進行すると、患者は酸素吸入が必要になるなど、生活に影響をきたすため、早期に適切な治療を受け、重症化を予防することが大切です。

日本での推計患者数は 530 万人を超えるとされていますが、平成 26 年に治療を受けているのは約 26 万人で、95%以上の人が適切な治療を受けていないとされています。

平成 28 年度の東京都内の認知度は 26.8%となっており、COPD に関する正しい知識の普及が必要です。

◇ 受動喫煙防止

厚生労働省が公表した「喫煙と健康 喫煙の健康影響に関する検討会報告書（平成 28 年 8 月）」では、受動喫煙による年間死者数は、全国で 1 万 5 千人と推計しており、受動喫煙防止対策の推進が必要です。

健康増進法は、健康増進の観点から受動喫煙防止について定め、多数の人が利用する施設において受動喫煙防止のための措置を講じることを施設管理者の努力義務としていましたが、平成 30 年 7 月には「望まない受動喫煙」の防止を図るため、多数の人が利用する施設等の区分に応じ、施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止する改正案が可決されました。

東京都においては、人に着目した対策として「働く人や子供」を受動喫煙から守るために、東京都受動喫煙防止条例が平成 30 年 6 月に可決されました。学校や病院、行政機関は敷地内禁煙とし、子供が出入りする幼稚園や保育所、小中高校は屋外の喫煙場所の設置も認めず、従業員のいる飲食店は面積にかかわらず原則屋内禁煙となります。条例は 2020 年にかけて段階的に施行し、東京オリンピック・パラリンピック開催前に全面施行します。

島民をはじめ、さまざまな施設の管理者は、健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例について理解をし、施設等の区分に応じた受動喫煙防止に取り組んでいく必要があります。

【施策展開の基本方針】

- たばこの健康影響に関する正しい知識を広く浸透させ、未成年者、妊婦・授乳中の女性の禁煙の意識を高めます。
- COPD に関して広く普及啓発を行い、早期発見、早期受診につなげていきます。
- 関係機関が連携し、受動喫煙防止対策を推進していきます。

【今後の取組】

- 1 たばこの健康影響に関する普及啓発の推進
- 2 COPD に関する普及啓発の推進
- 3 受動喫煙防止対策の推進

《関係機関等の取組》

町 村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 喫煙・受動喫煙が及ぼす健康への影響について普及啓発を行います。 ・ 母子保健事業や子育て支援事業等を通して、妊婦・授乳中の女性の喫煙防止に取り組みます。 ・ COPD について普及啓発を行います。 ・ 健康増進法などを理解し受動喫煙防止に取り組みます。
学 校	<ul style="list-style-type: none"> ・ 未成年者の喫煙禁止と、喫煙・受動喫煙が及ぼす健康への影響について教育を行います。 ・ 健康増進法などを理解し受動喫煙防止に取り組みます。
医 療 機 関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 禁煙が必要な方への禁煙指導を行います。 ・ COPD の認知度の向上に努め、治療につなげていきます。
保 険 者 事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 喫煙・受動喫煙が及ぼす健康への影響について普及啓発を行います。 ・ 禁煙を希望する人に対して、情報提供等の支援を行います。 ・ 特定健康診査等を活用し、禁煙が必要な人に対して禁煙支援を行います。 ・ 健康増進法などを理解し受動喫煙防止に取り組みます。
島 民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 喫煙・受動喫煙が及ぼす健康への影響について正しい知識を持ちます。 ・ 禁煙希望者は、禁煙に取り組みます。 ・ COPD について正しく理解するとともに、未治療患者は治療を行います。 ・ 健康増進法などを理解し受動喫煙防止に取り組みます。
保 健 所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康増進法などに基づき、受動喫煙防止対策に取り組みます。

(4) こころの健康づくり

【現状と課題】

こころの健康は、からだの健康と同じく人が生き生きと暮らしていくために必要なものであり、また、こころの健康を保つことは身体の状態や生活の質に大きな影響を与えます。

こころの健康を保つためには、適度な運動とバランスのとれた食生活、十分な休養が必要であり、好ましい生活習慣を送り十分な睡眠をとることが重要になってきます。

また、こころの病気に対しても早い段階から対応していく必要があります。うつ病は自殺の要因として特に重要なことが明らかになっており、自殺者の減少を図るためにも、うつ病の早期発見・早期治療を推進していくことが大切です。

島しょ圏域は、自然に恵まれ、人と人とのつながりも深いため、こころの健康を保ち、こころの病気の早期の対応につなげるには良い場所であるといえます。一方で、限られた人間関係の中ではストレスの対処に課題があり、精神科の専門診療や社会資源が少なく、いざという時の対応に困難が伴うという側面もあります。

島民のこころの健康の維持のためにも、各関係機関の連携のもと、普及啓発や自殺対策に取り組んでいく必要があります。

自殺者の数

(単位：人)

	平成26年	平成27年	平成28年
大島町	1	1	1
利島村	-	-	-
新島村	-	-	-
神津島村	-	-	-
三宅村	1	1	1
御藏島村	-	-	-
八丈町	3	9	6
青ヶ島村	-	1	1
小笠原村	-	-	-
合計	5	12	9

資料：「人口動態統計」 東京都福祉保健局

【施策展開の基本方針】

- ストレスへの対処法やこころの不調の早期発見について、広く島民に普及啓発を行います。
- こころの病気に対して、相談や受診がしやすい環境の整備に努めます。
- 自殺対策について、地域全体で取り組みます。

【今後の取組】

- 1 こころの健康づくりやこころの病気についての正しい知識の普及啓発の実施
- 2 関係機関の連携のもと、自殺対策の取組の実施

《関係機関等の取組》

町 村	<ul style="list-style-type: none"> • こころの相談窓口を、相談しやすい環境を整えるとともに、広く普及啓発を行います。 • ゲートキーパー養成研修を充実させていきます。 • 自殺対策計画を策定します。
学 校	<ul style="list-style-type: none"> • こころの健康についての教育を行います。
医 療 機 関	<ul style="list-style-type: none"> • こころの健康についての情報提供を充実させていきます。 • こころの病気の早期発見に努め、治療につなげていきます。 • 専門医療機関や相談機関との連携を深めていきます。
事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> • ライフ・ワーク・バランスを推進していくとともに、こころの不調を抱えている職員の発見に努め、適切な対処を行っていきます。
島 民	<ul style="list-style-type: none"> • こころの健康についての正しい知識を得て、日常生活において実践していきます。 • こころの不調に気が付いたら、相談機関や医療機関にかかり、早期発見・早期治療を行います。 • 周囲のこころの不調を抱えている人の発見に努め、サポートを行っていきます。
保 健 所	<ul style="list-style-type: none"> • こころの健康についての普及啓発のため、講演会等を実施します。 • 各関係機関と連携のもと、必要な人への相談や支援を充実させています。 • 町村自殺対策計画の策定を支援します。